

国立大学法人大分大学職員給与規程

平成16年4月1日制定
平成16年規程第18号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号。以下「就業規則」という。）第29条の規定により、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の給与に関し必要な事項を定める。

(法令との関係)

第2条 給与の支給等に関して、この規程の定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

(1) 基本給は、本給（第25条の規定による本給の調整額を含む。）とする。

(2) 諸手当は、扶養手当、管理職手当、調整手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特別診療手当、入試手当、分娩手当、救急勤務医手当、新生児担当医手当、経営協議会委員手当、看護系技術職員特例手当、専門看護師等手当、産業医手当、放射線取扱主任者手当、手術部看護業務手当、病院長補佐業務手当、看護職員等特別手当、教育学部附属幼稚園教育職員特別手当、クロスアポイントメント手当、高度救命救急センター看護業務手当、医療従事者等処遇改善手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、期末手当、勤勉手当、外部資金獲得手当、競争的研究費等業績手当及び期末特別手当とする。

2 年俸制を適用する職員の給与は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 教育職員を対象とし、年俸及び諸手当の支給がある年俸制の給与

(2) 教育職員を対象とし、年俸、諸手当及び退職手当の支給がある年俸制の給与

(3) 労働契約の期間を定めて雇用される職員を対象とする年俸制の給与

3 前項各号の年俸制の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の支給日)

第4条 本給、扶養手当、管理職手当、調整手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、看護系技術職員特例手当、専門看護師等手当、産業医手当、放射線取扱主任者手当、手術部看護業務手当、病院長補佐業務手当、看護職員等特別手当、教育学部附属幼稚園教育職員特別手当、高度救命救急センター看護業務手当、医療従事者等処遇改善手当、初任給調整手当及び義務教育等教員特別手当は、その月の月額的全額を毎月17日（以下17日を「支給日」という。）に、特殊勤務手当、特別診療手当、分娩手当、救急勤務医手当、新生児担当医手当、経営協議会委員手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月の支給日に支給する。ただし、支給日が就業規則第38条第4項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日（その日が14日となるときは、18日）に支給する。

2 入試手当は、担当する入学者選抜試験の合格者発表日の属する月の翌月の前項に規定する給与の支給日に支給する。

3 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当は、6月30日及び12月10日（以下これらの日を「期末手当等支給日」という。）に支給する。ただし、期末手当等支給日が日曜日に当たるときは、期末手当等支給日の前々日に、期末手当等支給日が土曜日に当たるときは、期末手当等支給日の前日に支給する。

4 外部資金獲得手当は、6月30日に支給する。ただし、6月30日が日曜日に当たるときは、6月28日に、6月30日が土曜日に当たるときは、6月29日に支給する。

5 競争的研究費等業績手当は、3月31日に支給する。ただし、3月31日が日曜日に当たる

ときは、3月29日に、3月31日が土曜日に当たるときは、3月30日に支給する。

- 6 クロスアポイントメント手当は、毎月17日、6月30日及び12月10日（以下これらの日を「クロスアポイントメント手当支給日」という。）に支給する。なお、クロスアポイントメント手当支給日については、第1項及び第3項の規定を準用する。

（本給の決定及び適用範囲）

第5条 職員の受ける本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

- 2 本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般職本給表（別表第1）

イ 一般職本給表（一）

ロ 一般職本給表（二）

(2) 教育職本給表（別表第2）

イ 教育職本給表（一）

ロ 教育職本給表（二）

ハ 教育職本給表（三）

(3) 医療職本給表（別表第3）

イ 医療職本給表（一）

ロ 医療職本給表（二）

(4) 指定職本給表（別表第4）

- 3 前項に掲げる各本給表の適用範囲は、次に定めるところによる。

(1) 第1号イの適用を受ける者 国立大学法人大分大学職員任免規程（平成16年規程第15号。以下「任免規程」という。）別表に規定する事務職員、図書系事務職員、施設系技術職員及び教室系技術職員

(2) 第1号ロの適用を受ける者 任免規程別表に規定する技能職員及び労務職員

(3) 第2号イの適用を受ける者 任免規程別表に規定する教育職員（附属学校教員を除く。）、教務職員及びリサーチ・アドミニストレーター

(4) 第2号ロの適用を受ける者 任免規程別表に規定する教育職員（大学教員を除く。）のうち、附属特別支援学校に勤務するもの

(5) 第2号ハの適用を受ける者 任免規程別表に規定する教育職員（大学教員を除く。）のうち、附属幼稚園、附属小学校及び附属中学校に勤務するもの

(6) 第3号イの適用を受ける者 任免規程別表に規定する医療系技術職員

(7) 第3号ロの適用を受ける者 任免規程別表に規定する看護系技術職員

(8) 第4号の適用を受ける者 学長が別に定める者

- 4 第2項第1号から第3号までの本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定めるものとする。

（本給の訂正方法）

第6条 職員の給与が前条の規定に合致しないと認めるときは、その本給を将来に向かって訂正することができる。

（初任給）

第7条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等を考慮して、別に定めるものとする。

（昇格）

第8条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

- 2 職員を昇格させる場合、その者の本給月額を、別に定めるものとする。

(昇給)

第9条 職員の昇給は、第11条で規定する日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給の号給数を4号給（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として別に定めるところにより決定するものとする。
- 3 55歳（一般職本給表（二）の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員に関する前項の規定による昇給は、第1項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて別に定めるところにより決定するものとする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

第10条 削除

(昇給の時期)

第11条 第9条に規定する昇給の時期は、1月1日とする。ただし、学長が特に認めた場合には、この規定にかかわらず実施するものとする。

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員（指定職本給表の適用を受ける職員を除く。）に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの（以下「一（一）9級以上職員」という。）に対しては支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
 - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして学長が別に定める職員（以下「一（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額を、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族（一（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一（一）9級以上職員から一（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。
 - (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経

過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一（一） 9 級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一（一） 9 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一（一） 9 級以上職員から一（一） 9 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一（一） 9 級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（一（一） 9 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合においてはそれぞれが退職し、解雇された、又は死亡した日、一（一） 9 級以上職員以外の職員から一（一） 9 級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一（一） 9 級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一（一） 9 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
 - (1) 扶養手当を受けている職員に更に第 5 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一（一） 9 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第 5 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 5 項の規定による届出に係るものがある一（一） 9 級以上職員が一（一） 9 級以上職員以外の職員となった場合
 - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 5 項の規定による届出に係るものがある一（一） 8 級職員等が一（一） 8 級職員等及び一（一） 9 級以上職員以外の職員となった場合
 - (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 5 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一（一） 9 級以上職員以外のものが一（一） 9 級以上職員となった場合
 - (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 5 項の規定による届出に係るものがある職員で一（一） 8 級職員等及び一（一） 9 級以上職員以外のものが一（一） 8 級職員等となった場合
 - (7) 職員の扶養親族たる子で第 5 項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 8 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（管理職手当）

第 13 条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員について、その特殊性に基づき支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 前項の規定による管理職手当は、支給対象職員の属する職務の級における最高号給の本給月額 100 分の 25 を超えてはならない。
- 3 前各項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（調整手当）

第14条 調整手当は、賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員について、学長が特に必要と認める場合に支給する。

2 調整手当の月額、本給（第25条の規定による本給の調整額を含む。）、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、学長が別に定める割合を乗じて得た額とする。

3 学長が別に定める職員が法人に異動した場合、当該異動の日から2年を経過するまでの間、前項の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た月額の調整手当を支給する。

(1) 当該異動の日から1年を経過する日までの期間 学長が別に定める割合

(2) 当該異動の日から2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 学長が別に定める割合に100分の80を乗じて得た割合

4 前項により調整手当を支給する者のうち、学長が特に必要と認めるものについては、当該異動の日から3年を経過する日までの期間（同項により調整手当を支給した期間を除く。）、第2項の月額の合計額に、前項第2号に定める割合を乗じて得た月額の調整手当を支給する。

5 前各項に規定するもののほか、調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（広域異動手当）

第14条の2 広域異動手当は、職員が事業所を異にして異動（出向の場合を含む。）した場合又は職員を人事交流により採用した場合（国家公務員から引き続き採用した場合を含む。）において、当該異動又は採用（以下この条において「異動等」という。）につき別に定めるところにより算定した事業所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事業所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事業所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事業所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事業所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事業所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事業所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、本給（第25条の規定による本給の調整額を含む。）、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に当該異動等に係る事業所間の距離により次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり6か月以内に当該異動等の日の前日に在勤していた事業所への異動等が予定されている場合は、この限りではない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当は支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 人事交流により採用した場合（国家公務員から引き続き採用した場合を含む。）で、採用日前日に第1項の規定による広域異動手当と同趣旨による手当を支給されていた者（調整手当相当給与との調整により広域異動手当が支給されない場合を含む。）又は異動等に準ずるものとして別に定めるものがあつた職員であつて、これに伴い勤務場所に変更があつたものには、別に定めるところにより、前二項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4 前三項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により調整手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前三項の規定による広域異動手当の支給割合から当該調整手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前三項の規定による広域異動手当の支給割合が当該調整手当の支給割合以下であるときは、広域

異動手当は、支給しない。

- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）
 - (2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国等から貸与された宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があるとして別に定めるもの。
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員
家賃の月額から16,000円を控除した額
 - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員
家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前各項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に規定する職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が、55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間

のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に規定する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。

- イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
- ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
- ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
- ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
- ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
- ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
- ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
- チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
- リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円
- ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
- ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
- ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
- ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

- (3) 前項第3号に規定する職員 別に定める区分に応じ、1か月当たりの運賃等相当額及び前号に規定する額の合計額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円まで支給する。）、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の月額、第1号により算出した額とし、その額が前号に規定する額に満たないときは、前号に規定する額とする。

- 3 勤務箇所を異にする異動（出向の場合を含む。）又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は移転の直前の住居（異動又は移転の日以後に転居する場合には、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通

勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 前項の規定は、国立大学法人の職員であった者、国家公務員（特別職に属する者を含む。）であった者、検察官であった者、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける職員であった者、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員であった者、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関係を有する法人のうち国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人の職員であった者（以下「交流職員等」という。）から引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（職員となった日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の月額算出について準用する。
- 5 第1項第1号又は第1項第3号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島に所在する事務所で通勤のため、当該島への交通に橋、トンネルその他の施設（以下「橋等」という。）を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金（以下「特別運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（別に定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しないものとした場合における前三項の規定による額
- 6 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。
- 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。
- 9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(単身赴任手当)

第17条 事業所を異にする異動（出向を含む。）又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して学長が指定する職員に限る。）その他権衡上必要があると認められるものとして学長が指定する職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。

- 3 交流職員等から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（特殊勤務手当）

- 第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。
- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（特別診療手当）

- 第18条の2 特別診療手当は、医学部附属病院に勤務する職員（医師又は歯科医師に限る。）が、宿日直医師又は看護師からの要請に応じて緊急の診療業務に従事した場合に支給する。
- 2 前項の手当額は、業務に従事した日1日につき19,000円とする。
 - 3 前各項に規定するもののほか、特別診療手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（入試手当）

- 第18条の3 入試手当は、教育職本給表（一）の適用を受ける職員が学部及び大学院の入学試験の選抜試験の出題、採点等の業務に従事した場合に支給する。
- 2 入試手当の支給対象業務、支給額その他入試手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第18条の4 削除

（分娩手当）

- 第18条の5 分娩手当は、医学部附属病院に勤務する職員（産科医又は婦人科医に限る。）が、分娩業務に従事した場合に支給する。
- 2 前項の手当額は、分娩1件につき5,000円とする。

（救急勤務医手当）

- 第18条の6 救急勤務医手当は、医学部附属病院に勤務する職員（医師又は歯科医師に限る。）が、夜間（午後5時15分から翌日午前8時30分までをいう。）又は休日の昼間（午前8時30分から午後5時15分をいう。）に、次の各号に掲げる業務に従事した場合に支給する。
- (1) 高度救命救急センターにおける交代制勤務に従事した場合
 - (2) 高度救命救急センター以外での交代制勤務、宿日直業務に従事する医師又は歯科医師が、救急医療に対応するための診療業務に従事した場合
 - (3) オンコールにより呼び出されて、救急医療に対応するための診療業務に従事した場合
- 2 前項第2号及び第3号に規定する「救急医療に対応するための診療業務に従事した場合」とは、次のとおりとする。
 - (1) 高度救命救急センターにおいて受け入れた救急患者について、緊急に当該病状に対する専門的知識をもった医師又は歯科医師の診療が必要となり、当該診療業務に従事した場合
 - (2) 前号に掲げるほか、各病棟等において、当該診療科に係る救急患者を受け入れた際、当該診療業務に従事した場合

3 第1項に掲げる手当額は、業務に従事した日1日につき5,000円とする。

(新生児担当医手当)

第18条の7 新生児担当医手当は、新生児特定集中治療室(NICU)に勤務する医師が、新生児を担当する場合に支給する。

2 前項の手当額は、入院した新生児1人につき10,000円とし、当該新生児を主に担当する医師1人に、入院の初日に限り支給するものとする。

(経営協議会委員手当)

第18条の8 経営協議会委員手当は、経営協議会委員である職員に対して、経営協議会出席1回につき20,000円を支給する。ただし、文書その他の方法により会議を招集せずに審議した場合及び次の各号に掲げる者については支給しない。

(1) 第13条に規定する管理職手当の支給を受けている者

(2) 指定職本給表の適用を受ける者

(看護系技術職員特例手当)

第18条の9 看護系技術職員特例手当は、医学部附属病院に勤務する医療職本給表(二)の適用を受ける職員で、当該手当の受給を選択した後、同意書を提出した職員のうち、学長が特に必要と認めた職員に対し支給する。

2 第1項に掲げる手当額は、月額20,000円とする。

3 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、その月の手当は支給しない。

4 前各項に規定するもののほか、看護系技術職員特例手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(専門看護師等手当)

第18条の10 専門看護師等手当は、医学部附属病院に勤務する医療職本給表(二)の適用を受ける職員のうち、公益社団法人日本看護協会から専門看護師又は認定看護師として認定された者が当該認定を受けた分野に係る看護業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の月額額は、専門看護師にあつては6,000円、認定看護師にあつては3,600円とする。ただし、専門看護師及び認定看護師に認定された職員が両分野に係る看護業務に従事した場合は、専門看護師に係る手当のみを支給する。

3 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、その月の手当は支給しない。

(産業医手当)

第18条の11 産業医手当は、国立大学法人大分大学職員労働安全衛生管理規程(平成16年規程第27号)第12条に規定する産業医に支給する。

2 前項の手当の月額額は、20,000円とする

3 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、その月の手当は支給しない。

(放射線取扱主任者手当)

第18条の12 放射線取扱主任者手当は、大分大学研究マネジメント機構研究支援センターRI管理部門放射線障害予防規程(令和3年規程第31号)第7条第1項に規定する放射線取扱主任者であつて、その業務に従事するものに支給する。

2 前項の手当の月額額は、7,000円とする。

3 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、その月の手当は支給しない。

(手術部看護業務手当)

第18条の13 手術部看護業務手当は、医学部附属病院に勤務する医療職本給表（二）の適用を受ける職員が、手術部における看護業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の月額は、10,000円とする。

3 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、その月の手当は支給しない。

（病院長補佐業務手当）

第18条の14 病院長補佐業務手当は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第4条の2に規定する病院長補佐が、その業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の月額は、30,000円とする。

3 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、その月の手当は支給しない。

（看護職員等特別手当）

第18条の15 看護職員等特別手当は、医学部附属病院に勤務する次の各号に掲げる職員に支給する。

（1） 医療職本給表（二）の適用を受ける職員

（2） 医療職本給表（一）の適用を受ける職員（薬剤師業務を行う者は、薬剤部に勤務する者に限る。）

（3） 一般職本給表（二）の適用を受ける職員（看護助手に限る。）

（4） 一般職本給表（一）の適用を受ける職員（医師事務作業補助業務を行う者に限る。）

（5） 前各号に規定する職員の業務と同種の業務を行う職員

2 前項の手当の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号による額とする。

（1） 前項第1号の職員及び同項第5号の職員のうち同項第1号に規定する職員の業務と同種の業務を行う職員 10,000円

（2） 前項第2号から第4号までの職員及び同項第5号の職員のうち同項第2号から第4号までに規定する職員の業務と同種の業務を行う職員 6,000円

3 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、その月の手当は支給しない。

（教育学部附属幼稚園教育職員特別手当）

第18条の16 教育学部附属幼稚園教育職員特別手当は、教育学部附属幼稚園に勤務する教育職員（大学教員を除く。）に支給する。

2 前項の手当の月額は、13,000円とする。

3 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、その月の手当は支給しない。

（クロスアポイントメント手当）

第18条の17 クロスアポイントメント手当は、クロスアポイントメント適用教員（国立大学法人大分大学クロスアポイントメント制度に関する規程（平成30年規程第6号。以下「クロスアポイントメント制度規程」という。）第6条第1項に規定する教員のうち、クロスアポイントメント制度規程第2条第4号アに該当する教員に限る。）に対し、クロスアポイントメント制度規程第3条第5項の規定による協定に基づく額を支給する。

2 前項に規定するもののほか、クロスアポイントメント手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（高度救命救急センター看護業務手当）

第18条の18 高度救命救急センター看護業務手当は、医学部附属病院に勤務する医療職本給表（二）の適用を受ける職員が、高度救命救急センターにおける看護業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の月額は、10,000円とする。

3 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、その月の手当は支給しない。

(医療従事者等処遇改善手当)

第18条の19 医療従事者等処遇改善手当は、医学部附属病院に勤務する次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 医療職本給表(二)の適用を受ける職員
- (2) 医療職本給表(一)の適用を受ける職員
- (3) 一般職本給表(二)の適用を受ける職員(調理師及び看護助手に限る。)
- (4) 教育職本給表(一)の適用を受ける職員(診療業務に従事する者に限る。)
- (5) 一般職本給表(一)の適用を受ける職員のうち、次のアからウまでに掲げる職員
 - ア 医学部附属病院に所属する職員
 - イ 医学・病院事務部に勤務する職員(学務課に勤務する職員を除く。)
 - ウ 財務部経理課挾間調達室及び施設管理課に勤務する職員
- (6) 前各号に規定する職員の業務と同種の業務を行う職員

2 前項の手当の月額は、職務の級及び号給の別に応じて、別に定める額とする。

3 第1項第4号に規定する職員については、40歳に達する日の属する月まで支給する。

4 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、その月の手当は支給しない。

5 前各項に規定するもののほか、医療従事者等処遇改善手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

第19条 就業規則第41条第1項の規定により所定勤務時間を超えて勤務すること、又は法定外休日に勤務すること(以下「時間外勤務」という。)を命ぜられた職員には、時間外勤務をした全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じた割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。

(1) 1月の時間外勤務の時間数に応じた次の各号に掲げる割合とする。ただし、この場合、1月は毎月1日を起算日とする。

ア 45時間に達するまでの時間 100分の125

イ 45時間を超え60時間に達するまでの時間 職員の過半数を代表する者と締結した「時間外労働・休日労働に関する労使協定」で定める割合

ウ 60時間を超える時間 100分の150

(2) 1年の時間外勤務の時間数が360時間を超えた場合の割合は、職員の過半数を代表する者と締結した「時間外労働・休日労働に関する労使協定」で定める割合とする。ただし、この場合、1年は毎年4月1日を起算日とする。

2 前項の規定にかかわらず、時間外勤務のうち法定外休日に勤務した時間については、前項の規定による割合が、次条の規定による割合を上回る場合のみ、前項の規定による割合を支給するものとする。

3 前項に規定するもののほか、超過勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(休日勤務手当)

第20条 就業規則第38条第4項の規定及び国立大学法人大分大学に勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成16年規程第21号。以下「勤務時間等規程」という。)第9条の規定による休日に勤務することを命ぜられた職員には、休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加

算した割合)を休日勤務手当として支給する。

- 2 前項における「休日」には、これらの日に準ずるものとして学長が指定する日を含むものとする。
- 3 前各項に規定するもののほか、休日勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(夜勤手当)

第21条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、次条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第22条 第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額並びにこれに対する調整手当並びに広域異動手当の月額、管理職手当、専門看護師等手当、産業医手当、放射線取扱主任者手当、手術部看護業務手当、病院長補佐業務手当、看護職員等特別手当、教育学部附属幼稚園教育職員特別手当、クロスアポイントメント手当(毎月17日に支給するものに限る。)、高度救命救急センター看護業務手当、医療従事者等処遇改善手当、初任給調整手当及び義務教育等教員特別手当の合計額を毎年4月1日を起算日とした1年間における1月平均所定勤務時間で除して得た額とする。

- 2 前項の「本給の月額」とは、第25条の規定による本給の調整額が含まれた額をいい、規定により本給を減ぜられているときでも、本来受けるべき本給の月額とする。
- 3 第1項の「調整手当、広域異動手当の月額」とは、調整手当を支給される職員については、本給の月額に調整手当の支給割合(調整手当及び広域異動手当を同時に支給される職員にあっては調整手当の支給割合に広域異動手当の支給割合を加えた割合)を乗じて得た額をいい、広域異動手当を支給される職員(調整手当を同時に支給される職員を除く。)については、本給の月額に広域異動手当の支給割合を乗じて得た額をいう。

(宿日直手当)

第23条 勤務時間等規程第19条の規定により宿日直勤務を命ずる職員は、次の各号に掲げる者とし、その宿日直勤務1回につき、それぞれ当該各号に定める宿日直手当を支給する。

- (1) 臨床工学技士 6,100円
- (2) 医師 19,000円

- 2 前項の勤務は、第19条から第21条までの勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第24条 第13条の規定により、管理職手当の支給を受ける職員(以下「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第38条第4項に規定する休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により就業規則第38条第4項に規定する休日以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第1項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務をした職員にあっては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額)
 - イ 管理監督職員 12,000円を超えない範囲において別に定める額
 - ロ 指定職本給表の適用を受ける職員 イの別に定める額のうち、最高のものに100分の150を乗じて得た額
 - (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において

別に定める額

- 4 前三項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(本給の調整額)

- 第25条 本給の調整額は、別に定める適用区分表に掲げる勤務箇所等に勤務する職員（その勤務箇所に所属し、又は主担当であり、かつ、現に主たる勤務の場所としている場合に限る。）に支給する。
- 2 本給の調整額は、当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別に定める調整基本額表に掲げる調整基本額（その額が本給月額 100 分の 4.5 を超えるときは、本給月額 100 分の 4.5 に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が本給月額 100 分の 25 を超えるときは、本給月額 100 分の 25 に相当する額とする。
 - 3 この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程附則第5項から第7項までの規定による本給を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「本給月額 100 分の 25 」とあるのは、「本給月額とこの規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程附則第5項から第7項までの規定による本給の額との合計額 100 分の 25 」とする。
 - 4 前各項に定めるもののほか、本給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(初任給調整手当)

- 第26条 初任給調整手当は、教育職本給表（一）の適用を受ける別に定める職員の職で、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有するものには月額 $51,100$ 円を、採用の日から35年の期間、採用の日（採用後別に定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。
- 2 前項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(義務教育等教員特別手当)

- 第27条 教育学部附属学校（以下「附属学校」という。）に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。
- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、 $20,200$ 円を超えない範囲内で、職務の級及び号給の別に応じて、別に定める額とする。
 - 3 第1項において、「教育職員」とは、校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。
 - 4 義務教育等教員特別手当は、職員の給与が第36条第1項の規定その他法令の規定により減額される場合においても減額されないものとする。
 - 5 義務教育等教員特別手当は、第36条第4項の規定により本給の半減が行われる場合であっても半減されない。
 - 6 前各項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第27条の2 削除

(期末手当)

- 第28条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及び基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第24条の規定により解雇され、又は死亡した職員に対して、それぞれ第4条第3項で規定する日に支給する。ただし、別に定める職員は除く。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額（第2号に規定する表に掲げる職員にあっては、本給の月額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（第3号に規定する表に掲げる職員にあっては、その額に本給月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を基礎として、第1号に規定する支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、第4号に規定する在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

(1) 支給割合

一般の職員	特定幹部職員
100分の122.5	100分の102.5

注 特定幹部職員は、一般職本給表（一）7級相当以上で、(3)①に掲げる職員をいう。

(2) 役職段階別加算

① 一般職本給表適用者

本給表	職員	加算割合
一般職（一）	10級・9級・8級の職員	100分の20
	7級・6級の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級の職員	100分の5
一般職（二）	5級の職員	100分の10
	4級・3級の職員（別に定める職員に限る。）	100分の5

② 教育職本給表適用者

俸給表	職員	加算割合
教育職（一）	5級の職員	100分の15（別に定める職員にあっては100分の20）
	4級及び3級の職員	100分の10（4級の職員のうち別に定める職員にあっては100分の15）
	2級の職員（別に定める職員に限る。）	100分の5
教育職（二） 教育職（三）	4級の職員	100分の15
	3級の職員	100分の10
	2級の職員（別に定める職員に限る。）	100分の5（別に定める職員にあっては100分の10）

③ 医療職本給表適用者

俸給表	職員	加算割合
医療職（一）	8級・7級・6級の職員	100分の15
	5級の職員	100分の10
	4級・3級・2級の職員（別に定める職員に限る。）	100分の5
医療職（二）	7級・6級の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級・2級の職員（別に定める職員に限る。）	100分の5

(3) 管理職の地位にある職員の本給月額の割増率

① 一般職員本給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	加算割合
------	----------	------

一般職（一） 7級・8級・9級・10級	管理職手当支給細則第2条の区分Ⅰ種の職員	100分の25
	同上区分Ⅱ種の職員	100分の15
	同上区分Ⅲ種の職員 （学長が別に定めるものに限る。）	100分の10

② 教育職員本給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	加算割合
教育職（一） 5級	管理職手当支給細則第2条の区分Ⅱ種の職員	100分の15
	同上区分Ⅲ種の職員 （学長が別に定めるものに限る。）	100分の10

③ 医療職員本給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	加算割合
医療職（一） 7級・8級	管理職手当支給細則第2条の区分Ⅲ種の職員	100分の10
医療職（二） 6級・7級	管理職手当支給細則第2条の区分Ⅱ種の職員	100分の15

(4) 在職期間別支給割合

在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

- 3 前項に規定する基礎となる本給の月額等の取扱いについては、次のとおりとする。
- (1) 本給の半額が減ざられている場合の算定の基礎となる本給の月額は、半減後の額による。
 - (2) 休職者の場合には、第32条に規定する支給率を乗じない給与月額による。すなわち、その算出は次のようになる。
 (休職給率を乗じない期末手当基礎額の合計額) × (期別支給割合) × (在職期間別割合) × (休職給率)
 - (3) 欠勤、国立大学法人大分大学職員の育児休業等に関する規程（平成16年規程第22号。以下「育児休業等規程」という。）第17条及び国立大学法人大分大学職員の介護休業等に関する規程（平成16年規程第23号。以下「介護休業等規程」という。）第12条に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）又は懲戒減給処分により給与が減額される場合にも、減額前の給与月額による。
 - (4) 派遣職員の場合には、第33条に規定する支給率を乗じない給与月額による。
 - (5) 第2項の「これらに対する調整手当及び広域異動手当の月額」とは、調整手当が支給される職員にあっては本給及び扶養手当の月額の合計額に調整手当の支給割合（調整手当及び広域異動手当を同時に支給される職員にあっては調整手当の支給割合に広域異動手当の支給割合を加えた割合）を乗じて得た額をいい、広域異動手当が支給される職員（調整手当を同時に支給される職員を除く。）にあっては、本給及び扶養手当の月額の合計額に広域異動手当の支給割合を乗じて得た額をいう。ただし、1円未満の端数を切り捨てた額とする。
 - (6) 第2項の「本給の月額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額」とは、調整手当が支給される職員にあっては本給の月額に調整手当の支給割合（調整手当及び広域異動手当を同時に支給される職員にあっては調整手当の支給割合に広域異動手当の支給割合を加えた割合）を乗じて得た額をいい、広域異動手当が支給される職員（調整手当を同時に支給される職員を除く。）にあっては、本給の月額に広域異動手当の支給割合を乗じて得た額をいう。ただし、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

- 4 職員が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。
- (1) 基準日から当該基準日に対応する期末手当等支給日の前日までの間に、就業規則第64条の規定により懲戒解雇された場合
 - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合又は日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法若しくはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入したことにより解雇された場合
 - (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する期末手当等支給日の前日までの間に退職し、又は解雇された職員（前二号に掲げる者を除く。）で、退職し又は解雇された日から当該期末手当等支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられた場合
 - (4) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられた場合
- 5 学長は、期末手当等支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該期末手当等支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
- (1) 退職し、又は解雇された日から当該期末手当等支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 退職し、又は解雇された日から当該期末手当等支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、法人はもとより、国立大学法人全体に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 6 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかつた場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 7 学長は、一時差止処分を行う場合に、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 8 前各項の規定に関するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（勤勉手当）

- 第29条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員及び基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第24条の規定により解雇され、又は死亡した職員に対して、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第4条第3項で規定する日に支給する。ただし、別に定める職員は除く。
- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死

亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。)において受けるべき本給の月額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額(前条第2項第2号に定める表に掲げる職員にあっては、本給の月額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額(同項第3号に定める表に掲げる職員にあっては、その額に本給月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。ただし、1円未満の端数を切り捨てた額とする。)(以下「勤勉手当基礎額」という。)を基礎として学長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、学長が支給する勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5(特定幹部職員にあっては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 前項に規定する基礎となる本給の月額等の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 前条第3項第1号、第3号及び第6号の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
 - (2) 第2項の「本給の月額及びこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額」とは、調整手当が支給される職員にあっては本給の月額に調整手当の支給割合(調整手当及び広域異動手当を同時に支給される職員にあっては調整手当の支給割合に広域異動手当の支給割合を加えた割合)を乗じて得た額をいい、広域異動手当を支給される職員(調整手当を同時に支給される職員を除く。)にあっては本給の月額に広域異動手当の支給割合を乗じて得た額をいう。ただし、1円未満の端数を切り捨てた額とする。
 - (3) 第2項の「扶養手当の月額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額」とは、調整手当が支給される職員にあっては扶養手当の月額に調整手当の支給割合(調整手当及び広域異動手当を同時に支給される職員にあっては調整手当の支給割合に広域異動手当の支給割合を加えた割合)を乗じて得た額をいい、広域異動手当を支給される職員(調整手当を同時に支給される職員を除く。)にあっては扶養手当の月額に広域異動手当の支給割合を乗じて得た額をいう。ただし、1円未満の端数を切り捨てた額とする。
- 4 前条第4項から第7項までの規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 5 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(外部資金獲得手当)

- 第29条の2 外部資金獲得手当は、一定の期間内に獲得した間接経費の金額が基準額以上となった職員で、かつ6月1日に在職する職員に対して、第4条第4項で規定する日に支給する。
- 2 第28条第4項から第7項までの規定は、外部資金獲得手当の支給に準用する。この場合において、同条第4項及び第6項中「基準日」とあるのは、「6月1日」と読み替えるものとする。
 - 3 前二項に規定するもののほか、外部資金獲得手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(競争的研究費等業績手当)

- 第29条の3 競争的研究費等業績手当は、3月1日に在職する職員で、研究代表者等であるものが希望する場合には、当該研究代表者等に対し、当該競争的研究費等の直接経費を財源として第4条第5項で規定する日に支給する。
- 2 前項に規定するもののほか、競争的研究費等業績手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(期末特別手当)

- 第30条 期末特別手当は、基準日にそれぞれ在職する指定職本給表の適用を受ける職員及び基準日前1か月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員で指定職本給表の適用を受けていたものに対して、第4条第3項で規定する日に支給する。ただし、別に定める職員は除く。
- 2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において受けるべき本給月

額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額に、本給月額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として、これに100分の140を乗じて得た額に、第28条第2項第4号の表に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。

- 3 前項の規定による支給額は、当該在職期間における職員の勤務成績におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ学長が次に従って定める額が減額される。
 - (1) 在職期間において停職（出勤停止）処分を受けた場合 100分の30を乗じて得た額とする。
 - (2) 在職期間において減給処分を受けた場合 100分の20を乗じて得た額とする。
 - (3) 在職期間において戒告処分を受けた場合 100分の10を乗じて得た額とする。
 - (4) 前三号に照らして特に学長が必要と認める場合には、100分の40を超え100分の100未満の範囲内で定めることができる。
 - (5) 前号までに掲げる場合以外 それぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員であつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において受けるべき本給月額並びにこれに対応する調整手当の月額の合計額に期別支給割合を乗じて得た額に100分の20を乗じて得た額を超えない範囲
- 4 第2項の「本給月額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額」とは、調整手当が支給される職員にあつては本給月額に調整手当の支給割合（調整手当及び広域異動手当を同時に支給される職員にあつては調整手当の支給割合に広域異動手当の支給割合を加えた割合）を乗じて得た額をいい、広域異動手当を支給される職員（調整手当を同時に支給される職員を除く。）にあつては本給月額に広域異動手当の支給割合を乗じて得た額をいう。ただし、1円未満の端数を切り捨てた額とする。
- 5 業務傷病及び通勤による傷病以外の事由による休職者及び派遣職員については、本給月額に100分の25を乗じて得た額を算出の基礎としない。
- 6 前各項の規定によるもののほか、期末特別手当の一時差止処分その他期末特別手当の支給に関し必要な事項は職員に対する期末手当の例に準ずるものとする。

第31条 削除

（休職者の給与）

- 第32条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により就業規則第15条第1項第1号により、長期休養を要する場合に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、これに給与（基本給及び諸手当をいう。）の全額を支給する。ただし、国立大学法人大分大学休業補償等支給規程（平成16年規程第28号）の定めるところに従い、休業補償給付または傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。
- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職期間が1年（結核性疾病にあつては2年）に達するまでは、本給、扶養手当、調整手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当の100分の80を支給することができる。
- 3 職員が就業規則第15条第1項第2号による刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、調整手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 就業規則第15条第1項第3号、第4号又は第9号による休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、調整手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、第9号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害によると認められるときは、100分の100以内を支給することができる。
- 5 第2項から前項までの規定による本給、調整手当及び広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。
- 6 第2項又は第4項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第28条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により定める日に、当該各

項の例による額の期末手当又は期末特別手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。

7 第2項から第4項までに規定する職員に対し、その休職期間中、外部資金獲得手当の100分の100以内を支給することができる。

(国際機関等への派遣職員の休職者給与)

第33条 就業規則第15条第1項第6号に規定する派遣職員には、その派遣の期間中、本給、扶養手当、調整手当、広域異動手当、住居手当、期末手当、外部資金獲得手当及び期末特別手当(以下「本給等」という。)のそれぞれ100分の70を支給することができる。ただし、派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、次の各号に掲げるとおり、あらかじめ学長の承認を得て、本給等のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。

(1) 派遣期間の初日(以下「派遣の日」という。)の前日における職員の本給、扶養手当、調整手当、広域異動手当及び住居手当の月額合計額(以下「職員としての給与」という。)に100分の70を乗じて得た額と派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額(月額によらない場合は、月額に換算したもの)との合計額(以下「報酬等の月額」という。)が、職員としての給与と在外公館に勤務する外務公務員に支給される在勤基本手当及び配偶者手当の月額合計額(派遣先機関から住居が無料で賃代されないときは、当該合計額に在外公館に勤務する外務公務員に支給される住居手当の月額を加えた額)との合計額(以下「基準月額」という。)を下回る場合には、基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合に応じ、次の表に定める支給割合とすることができる。

基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合	支給割合
100分の5から100分の9まで	100分の75
100分の10から100分の14まで	100分の80
100分の15から100分の19まで	100分の85
100分の20から100分の24まで	100分の90
100分の25から100分の29まで	100分の95
100分の30以上	100分の100

(2) 前号において、在外公館に勤務する外務公務員に支給される在勤基本手当、配偶者手当及び住居手当の月額とは、当該職員が在外公館に勤務する外務公務員であるとした場合に、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)に基づき支給されることとなるこれらの給与の額をいう。なお、算出に当たっては、在勤基本手当の号の適用に関する規則(昭和62年外務省令第6号)の別表を次の表のとおり読み替えて適用するものとする。

号	一般職(一)	教育職(一)	教育職(二) 教育職(三)	医療職(一)	医療職(二)
特号	指 定 職				
1号	9級以上	5-21以上	4-5以上	8級以上	6-37以上
2号	7級以上	5級以上 4-25以上	4級以上 3-17以上	7級以上 6-9以上	6-13以上
3号	6級以上	4-9以上	3-5以上	6級以上 5-13以上	6級以上 5-17以上
4号	5級以上	4級以上	3級以上 2-53以上	5-5以上	5-9以上
5号	4級以上	3-9以上	2-45以上	5級以上 4-13以上	5級以上 4-17以上

6号	3級以上	3級以上 2-17以上	2-29以上	4級以上 3-9以上	4級以上 3-13以上
7号	2級以上	2-5以上	2-13以上	3級以上 2-13以上	3級以上 2-25以上
8号	1-25以上	2級以上	2級以上	2級以上	2級以上
9号	1級以上	1級以上	1級以上	1級以上	1級以上

注) 教育職 (一) 5-21以上は、5級21号給以上を意味する。

- (3) 第1号の適用に当たって、給与の額が外国通貨をもって定められている場合には本邦通貨に換算するものとし、この場合における換算は、当該職員の派遣の日の前日の為替相場によるものとする。ただし、第1号に掲げる支給割合の区分に影響のない場合は、7日前程度までの相場とすることができる。
- (4) 派遣の期間を更新される職員の更新の日以後の給与の支給割合は、当該更新の日を派遣の日とみなし、前号により再決定するものとする。
- (5) 第1号又は前号により決定された支給割合は、当該期間中は変更しないものとする。ただし、特別の事情により変更する必要があると認められる場合は、あらかじめ学長と協議するものとする。
- 2 日本国内に在勤する派遣職員について、その派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が高いことその他の事情により、前項本文の規定による給与を支給することが不相当であると認められるときは、同項本文の規定にかかわらず、あらかじめ学長の承認を得て、当該職員に本給等のそれぞれ100分の70未満を支給すること又は給与を支給しないことができる。
- 3 派遣職員(前項に規定する職員を除く。)の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当である(第1項の規定による給与を支給することが当該職員の派遣に著しく支障を生ずると認められ場合)ときは、第1項の規定にかかわらず、当該職員には給与を支給しない。
- 4 派遣期間中の給与の支払は、あらかじめ職員の指定する者(職員の収入により生計を維持する者、親族等をいう。)に対して支払うことができる。
- 5 第1項及び前項についての申請をする場合は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出するものとし、必要に応じ関係資料を添付するものとする。
- イ 派遣職員の職種、氏名、職務の級及び号給並びに扶養親族の数及び続柄等
- ロ 派遣先の機関の名称及び所在地
- ハ 派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額(月額によらない場合は、月額に換算したもの)
- ニ 希望する給与の支給率及び申請の理由
- ホ その他参考となる事項(国際協力事業団JICAを経由する場合には、その旨を明記すること。)
- ヘ 給与の支払いをあらかじめ職員の指定する者に行う旨の書面による届出

(育児休業等の給与)

第34条 育児休業等規程により育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業期間については、給与を支給しない。ただし、勤務時間等規程第27条第1項第7号に規定する特別休暇を取得していない職員が、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い日から起算して、8週間を経過する日の翌日までの期間に最初に取得した5日以内(就業規則第38条に規定する休日を除く。)の育児休業期間については、給与を支給する。
- (2) 育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当、勤勉手当及び期末特別手当を支給するこ

とができる。

- イ 第28条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員
 - ロ 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員
 - ハ 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員
- (3) 育児休業をしている職員のうち、6月1日に在職する職員については、第1号の規定にかかわらず、外部資金獲得手当を支給することができる。
 - (4) 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合は、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、号給を調整することができる。
 - (5) 職員が育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第36条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
 - (6) 前各号に規定するもののほか、育児休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（介護休業等の給与）

第35条 介護休業等規程により介護休業をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。
 - (2) 介護休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当、勤勉手当及び期末特別手当を支給することができる。
- イ 第28条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員
 - ロ 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員
 - ハ 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員
- (3) 介護休業をしている職員のうち、6月1日に在職する職員については、第1号の規定にかかわらず、外部資金獲得手当を支給することができる。
 - (4) 介護休業をしていた職員が職務に復帰した場合は、当該介護休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、号給を調整することができる。
 - (5) 職員が介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第36条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
 - (6) 前各号に規定するもののほか、介護休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（給与の減額）

第36条 就業規則第49条に規定する休暇である場合、その他その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、第22条に規定する勤務1時間あたりの給与額（円位未満四捨五入）にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

- 2 前項の規定により減額すべき給与額は、その給与期間の分の本給、調整手当及び広域異動手当に対応する額を、次に定めるところにより計算し、それぞれその次の給与期間以降の本給、調整手当及び広域異動手当から差し引く。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、本給、調整手当及び広域異動手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引く。
- 3 第1項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数及び部分休業の時間数の合計とする。この場合において、その合計時間数に1時間未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
- 4 前各項の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しく

は疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のため病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患の場合にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給及び本給の調整額の半額を減ずる。

5 前各項に規定するもののほか、必要な事項は、別に定める。

（日割計算）

第37条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇格等により、本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前各項の規定は、第13条に規定する管理職手当、第14条に規定する調整手当及び第14条の2に規定する広域異動手当の支給について準用する。

（端数計算）

第38条 第19条から第21条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日勤務手当又は夜勤手当並びに第34条から36条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

第39条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（給与の支払）

第40条 職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令又は規定に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

3 前二項に規定するもののほか、給与の支払に関し必要な事項は、別に定める。

（実施に関し必要な事項）

第41条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

（施行日に適用される本給表）

2 第1条に規定する職員のうち、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年4月3日法律第95号 以下「給与法」という。）第6条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた職員（以下「承継職員」という。）の施行日における第5条第2項に規定する本給表は、行政職俸給表については一般職本給表とし、教育職俸給表については教育職本給表とし、医療職俸給表（二）については医療職本給表（一）とし、医療職俸給表（三）については医療職本給表（二）とし、指定職俸給表については指定職本給表とし、別に辞令を発せられない限り、それぞれ適用する。

(施行日における号俸等)

- 3 前条の適用を受ける職員の施行日における号給又は本給月額（以下「号給等」という。）は、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた級号給と同一とする。ただし、施行日に昇格又は昇給させることとなる職員については、給与法及び人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定を準用し、施行日の前日に受けていた号俸等を受けるに至った時を基礎とし本給月額を決定する。

(昇給停止に関する経過措置)

- 4 承継職員のうち、施行日の前日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成10年法律120）附則11項から第13項までの適用を受けていた職員の昇給については、第9条第3号の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事院規則を準用し、昇給させることができる。

(調整手当の異動保障に関する経過措置)

- 5 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条の7の適用を受けていた職員の施行日における第14条の規定の適用については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成15年法律141号）附則7項の規定を準用し、給与法第11条の7が適用された日から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日までの間、第14条第3項の規定を読み替えて適用した場合の支給割合を乗じて得た額を支給する。

(扶養手当等)

- 6 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条に規定する扶養手当、同法第11条の9に規定する住居手当、同法第12条に規定する通勤手当及び同法第12条の2に規定する単身赴任手当の支給を受けていた職員の施行日における第12条に規定する扶養手当、第15条に規定する住居手当、第16条に規定する通勤手当及び第17条に規定する単身赴任手当の支給については、別に支給要件等に異動がない限り、従前のとおりとする。

(休職者の給与)

- 7 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第23条に規定する休職者の給与の適用を受けていた職員の施行日における第32条に規定する休職者の給与については、別に発令がなされない限り、従前のとおりとする。

(派遣職員の給与)

- 8 承継職員のうち、施行日の前日において国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律117号）第5条に規定する派遣職員の給与を受けていた職員の施行日における第33条に規定する派遣職員の給与については、別に発令がなされない限り、従前のとおりとする。

(育児休業等の給与)

- 9 承継職員のうち、施行日の前日において国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条第1項の承認を受けて育児休業をしている職員の施行日における第34条に規定する育児休業等の給与については、別に発令がなされない限り、従前のとおりとする。ただし、その者が復職するまでの間は、給与を支給しない。

(平成27年6月期の勤勉手当の総額の特例)

- 10 平成27年6月期の勤勉手当の総額については、第29条第2項中「100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）」とあるのは「100分の77（特定幹部職員にあっては、100分の97）」と読み替えて適用する。

(救急勤務医手当の特例)

- 11 救急勤務医手当は、第18条の6第1項各号列記以外の部分及び同項第1号の規定にかかわらず、当分の間、医学部附属病院に勤務する職員（医師又は歯科医師に限る。）が高度救命救急センターにおける業務に従事した場合に支給する。

附 則（平成17年規程第37号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規程第126号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
(職務の級における最高の号給を超える本給月額の切替え等)
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において国立大学法人大分大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)別表第1から別表第3までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額(職員給与規程別表第1から別表第3までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額)の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がなされるべき本給月額(以下この項において同じ。)を受けていた職員の施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給に相当する本給月額(以下「旧本給月額」という。)は、次の式により算出した額とする。

$$\begin{array}{l}
 \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額} \times \frac{\text{その者の施行日の前日における本給月額(以下「旧本給月額」という。)} - \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給との差額}}{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額}} + \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額}
 \end{array}$$

- 3 前項の規定により新本給月額を決定される職員に対する施行日以降における最初の職員給与規程第9条第2項又は附則第4項の規定の適用については、その者の旧本給月額を受けていた期間をその者の新本給月額を受ける期間に通算する。

附 則 (平成18年規程第4号)

この規程は、平成18年1月23日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年規程第65号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
(特定職務の級の切替え)
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に掲げる職務の級とする。
(号給の切替え)
- 3 施行日の前日において改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程(以下「旧職員給与規程」という。)別表第1から別表第3までの本給表の適用を受けていた職員の施行日における号給(以下「新号給」という。)は、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給(職務の級における最高の号給を超える本給月額を含む。以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に掲げる期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に掲げる号給とする。
 - (1) 施行日前において特別昇給以外の事由により旧号給からの昇給に係る昇給期間を短縮されていた職員 旧号給を受けたとみなす日から施行日の前日までの期間に相当する期間
 - (2) 施行日前において特別昇給をした職員のうち、特別昇給後の最初の昇給の予定の時期が施行日以後となる職員 旧号給を受けたとみなす日から施行日の前日までの期間に相当する期間
 - (3) 施行日前において昇給延伸の事由に該当した職員 施行日以降良好な成績で勤務したものとした場合の旧号給を受けたとみなす日から施行日の前日までの期間に相当する期間
 - (4) 施行日の前日において国立大学法人大分大学職員就業規則(平成16年規則第5号)第15条の規定により休職にされていた職員及び国立大学法人大分大学育児休業等規程(平成16年規程第22号)により育児休業をしていた職員 0
 - (5) 旧職員給与規程第9条の規定により施行日以後の昇給がないこととなる職員 0
(施行日前の異動者の号給の調整)

4 施行日前（平成8年4月1日から施行日の前日までの間に限る。）に職務の級を異にして異動した職員又は本給表の適用を異にする異動をした職員の新号給については、その者の施行日前に行われた異動がなく、かつ、施行日に異動したのものとしてこの規程による改正後の職員給与規程（以下「新職員給与規程」という。）及び国立大学法人大分大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則の一部を改正する細則（平成18年細則第9号）による改正後の国立大学法人大分大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（以下「新初任給等細則」という。）の規定を適用した場合に得られる号給がその者の新号給より有利な職員については、新職員給与規程及び新初任給等細則の規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の新号給とすることができる。

（本給の切替えに伴う経過措置）

5 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日に受けていた本給月額に達しないこととなる職員（次の各号に掲げる職員を除く。）には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

（1） 施行日以降に初任給基準を異にする異動をした職員

（2） 施行日以降に下位の職務の級に降格をした職員

（3） 施行日前に休職及び育児休業期間がある職員であって、施行日以降に当該休職及び育児休業期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの

6 施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）のうち、施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、その者の受ける本給月額が当該各号の区分に応じ当該各号に掲げる額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を本給として支給する。

（1） 本給表の適用を異にする異動又は初任給基準を異にする異動をした場合 施行日の前日に当該異動があったものとした場合に旧職員給与規程及び改正前の国立大学法人大分大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（平成16年細則第1号。以下「旧初任給等細則」という。）の規定により同日において受けることとなる本給月額に相当する額

（2） 下位の職務の級に降格をした場合 施行日の前日において当該降格後の職務の級に降格をしたものとした場合に旧職員給与規程及び旧初任給等細則の規定により同日において受けることとなる本給月額に相当する額

（3） 施行日前における休職及び育児休業期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合 施行日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の職員給与規程及び改正前初任給等細則の規定により同日において受けることとなる本給月額に相当する額

7 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員のうち、次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、その者の受ける本給月額が当該各号の区分に応じ当該各号に掲げる額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を本給として支給する。

（1） 交流職員等から引き続き職員となった場合（次号に掲げる場合を除く。） その者が施行日の前日に交流職員等から引き続き職員となったものとした場合に旧職員給与規程及び旧初任給等細則の規定により同日において受けることとなる本給月額に相当する額

（2） 交流職員等から引き続き職員となった日以降に前項各号に掲げる場合に該当することとなった場合 その者が施行日の前日に交流職員等から引き続き職員となり同日から引き続き本給表の適用を受けていたものとみなして前項各号の規定を適用した場合の本給月額に相当する額

（切替え等に係る運用）

8 附則第2項から前項までの規定の適用については、平成17年改正法の施行に伴う平成18年4月1日における俸給の切替え等について（給実甲第1015号）、平成17年改正法附則第11条の規定による俸給（人事院規則9-120）及び人事院規則9-120（平成17年改正法附則第11条の規定による俸給）の運用について（給実甲第1016号）を準用する。

附 則（平成18年規程第104号）

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年規程第51号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
（平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）
- 2 平成20年3月31日までの間においては、この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程（以下「新規程」という。）第14条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。
（広域異動手当に関する経過措置）
- 3 新規程第14条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員が事業所を異にして異動（出向の場合を含む。）した場合又は職員を人事交流により採用した場合（国家公務員から引き続き採用した場合を含む。）についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

附 則（平成19年規程第94号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年12月25日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。ただし、新規程第29条の規定は、同年12月1日から適用する。
（勤勉手当の総額に関する特例）
- 3 平成20年3月31日までの間においては、新規程第29条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の77.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の97.5」とする。
（差額の支給）
- 4 平成19年12月1日以降に在職する職員で、新規程の適用により、改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じる職員に対しては、施行日以降の給与の支給日に差額を支給する。

附 則（平成20年規程第41号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規程第12号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規程第60号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
（平成21年6月期の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給割合及び成績率の特例）
- 2 平成21年6月期においては、第28条第2項第1号表中

「(1) 期別支給割合

基準日	期 別 支 給 割 合		
	一般の職員	特定幹部職員	再雇用職員
6月1日	100分の140	100分の120	100分の75

」を

「(1) 期別支給割合

基準日	期 別 支 給 割 合		
	一般の職員	特定幹部職員	再雇用職員
6月1日	100分の125	100分の110	100分の70

」に、

第29条第2項中「100分の75（特定幹部職員にあつては、100分の95）」を「100

分の70（特定幹部職員にあっては、100分の85）」に、第30条第2項中「6月に支給する場合においては100分の160」を「6月に支給する場合においては100分の145」に読み替えて適用する。

附 則（平成21年規程第62号）

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年規程第98号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

（本給の切替えに伴う経過措置）

- 2 平成18年規程第65号附則第6項中「施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）のうち、施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、その者の受ける本給月額」を「施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）のうち、施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、その者の受ける本給月額に100分の99.76を乗じて得た額（円未満切り捨て）」と読み替えて適用する。
- 3 平成18年規程第65号附則第7項中「施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員のうち、次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、その者の受ける本給月額」を「施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員のうち、次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、その者の受ける本給月額に100分の99.76を乗じて得た額（円未満切り捨て）」と読み替えて適用する。
- 4 平成21年12月期の勤勉手当支給に関し、第29条第2項後段に定める事項は適用しない。

附 則（平成22年規程第15号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規程第20号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規程第43号）

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成22年規程第66号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
（55歳を超える職員の給与の減額支給）
- 2 当分の間、55歳を超える職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者で、その号給がその職務の級における最低の号給でない者に限る。）に対する給与の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - （1） 本給月額 当該職員の本給月額に100分の1.5を乗じて得た額（その額を当該本給月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の本給月額に達しない場合にあっては、当該職員が受ける本給月額から当該職員の属する職務の級の最低号給の本給月額を減じた額）
 - （2） その他本給月額を基に算出される手当（退職手当を除く）については、第1号に準じて取り扱う。

本給表	職務の級
-----	------

一般職本給表（一）	6級
教育職本給表（一）	5級
教育職本給表（二）	4級
教育職本給表（三）	4級
医療職本給表（一）	6級
医療職本給表（二）	6級

（平成22年12月期の期末手当，勤勉手当及び期末特別手当の支給割合及び成績率の特例）

2 平成22年12月期においては，第28条第2項第1号表中

「(1) 期別支給割合

基準日	期別支給割合	
	一般の職員	特定幹部職員
12月1日	100分の137.5	100分の117.5

」を

「(1) 期別支給割合

基準日	期別支給割合	
	一般の職員	特定幹部職員
12月1日	100分の135	100分の115

」に，

第29条第2項中「100分の67.5（特定幹部職員にあつては，100分の87.5）」を「100分の65（特定幹部職員にあつては，100分の85）」に，第30条第2項中「12月に支給する場合においては100分の150」を「12月に支給する場合においては100分の145」に読み替えて適用する。

（本給の切替えに伴う経過措置）

- 3 平成18年規程第65号附則第5項中「施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で，その者の受ける本給月額が同日に受けていた本給月額を「施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で，その者の受ける本給月額が同日に受けていた本給月額に100分の99.59を乗じて得た額（円未満切り捨て）」と読み替えて適用する。
- 4 平成18年規程第65号附則第6項中「施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）のうち，施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であつて，その者の受ける本給月額を「施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）のうち，施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であつて，その者の受ける本給月額に100分の99.59を乗じて得た額（円未満切り捨て）」と読み替えて適用する。
- 5 平成18年規程第65号附則第7項中「施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員のうち，次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であつて，その者の受ける本給月額を「施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員のうち，次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であつて，その者の受ける本給月額に100分の99.59を乗じて得た額（円未満切り捨て）」と読み替えて適用する。

附 則（平成23年規程第59号）

この規程は，平成23年10月31日から施行し，この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程の規定は，同年4月1日から適用する。

附 則（平成23年規程第60号）

この規程は，平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成23年規程第66号）

この規程は，平成23年11月28日から施行する。

附 則（平成24年規程第5号）

この規程は、平成24年2月13日から施行する。

附 則（平成24年規程第10号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第30号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
（本給の切替えに伴う経過措置）
- 2 平成18年規程第65号附則第5項中「施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日に受けていた本給月額が同日に受けていた本給月額に達しないこととなる職員（次の各号に掲げる職員を除く。）には」とあるのは「施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日に受けていた本給月額に100分の99.1を乗じて得た額（円未満切り捨て）に達しないこととなる職員（次の各号に掲げる職員を除く。）には」と読み替えて適用する。
- 3 平成18年規程第65号附則第6項中「施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）のうち、施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、その者の受ける本給月額が当該各号の区分に応じ当該各号に掲げる額に達しないこととなるものには」とあるのは「施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）のうち、施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、その者の受ける本給月額に100分の99.1を乗じて得た額（円未満切り捨て）が当該各号の区分に応じ当該各号に掲げる額に達しないこととなるものには」と読み替えて適用する。
- 4 平成18年規程第65号附則第7項中「施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員のうち、次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、その者の受ける本給月額が当該各号の区分に応じ当該各号に掲げる額に達しないこととなるものには」とあるのは「施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員のうち、次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、その者の受ける本給月額に100分の99.1を乗じて得た額（円未満切り捨て）が当該各号の区分に応じ当該各号に掲げる額に達しないこととなるものには」と読み替えて適用する。

附 則（平成24年規程第46号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年5月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、職員への本給月額（第25条に規定する本給の調整額は含まず、平成18年規程第65号附則第5項から第7項により支給される差額を含み、当該職員が第36条第4項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた本給月額（同項の規定による本給のうち、本給の調整額は含まない。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に附則別表第1に掲げる本給表及び職務の級に応じた率（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 3 特例期間において、管理職手当の支給に当たっては、管理職手当の月額から、当該手当月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 4 特例期間において、調整手当及び広域異動手当の支給に当たっては、調整手当及び広域異動手当の月額から、本給月額に対する調整手当及び広域異動手当の月額に支給減額率を乗じて得た額並びに管理職手当に対する調整手当及び広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 5 特例期間において、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給に当たっては、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の額から、本給月額等を基礎に算定した支給額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 6 特例期間において、第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの給与額の算

定に当たっては、第22条の規定にかかわらず、同条により算出した給与額から、本給の月額並びにこれに対する調整手当並びに広域異動手当の月額、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の合計額を毎年4月1日を起算日とした1年間における1月平均所定勤務時間で除して得た額に支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- 7 附則第2項から第6項により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 8 特例期間において、本給月額が算出の基礎となる手当（附則第3項から第6項に定めるものを除く。）並びに第32条及び第33条の規定による給与の減額については、この規程による減額後の本給月額を基礎として算出し支給する。
- 9 附則第2項から第8項の措置は、第3条第2項に定める年俸制を適用する職員及び外部資金で雇用する退職手当相当額を国から予算措置されない職員には適用しない。
（業務特例手当）
- 10 特例期間において、医学部附属病院に所属する医療職本給表（一）又は医療職本給表（二）の適用を受ける職員に対し、業務特例手当を支給する。
- 11 前項に定める業務特例手当は、附則第2項から第8項の措置により減額される額（以下「減額措置額」という。）と同額とする。
- 12 特例期間において、教育福祉科学部附属学校に勤務する教育職本給表（二）又は教育職本給表（三）の適用を受ける者のうち、地方公共団体との人事交流により採用された者の減額措置額が、当該地方公共団体の職員として在職した場合の同様の措置による減額額（以下「仮定減額額」という。）と比較して大きくなる職員には、業務特例手当を支給する。
- 13 前項に定める業務特例手当は、仮定減額額と減額措置額との差額と同額とする。
- 14 教育福祉科学部附属学校に勤務する教育職本給表（二）又は教育職本給表（三）の適用を受ける者のうち、附則第12項の人事交流により採用された職員以外のものについても、地方公共団体のうち大分県との人事交流により採用されたものとみなし、前項に準じて取り扱う。

附則別表第1

本給表及び職務の級	率
一般職本給表（一）2級以下	100分の4.77
一般職本給表（一）3級から6級まで	100分の7.77
一般職本給表（一）7级以上	100分の9.77
一般職本給表（二）3級以下	100分の4.77
一般職本給表（二）4级以上	100分の7.77
教育職本給表（一）5级以上	100分の9.77
教育職本給表（一）3級から4級まで	100分の7.77
教育職本給表（一）2級以下	100分の4.77
教育職本給表（二）特2级以上	100分の7.77
教育職本給表（二）2級以下	100分の4.77
教育職本給表（三）特2级以上	100分の7.77
教育職本給表（三）2級以下	100分の4.77
医療職本給表（一）2級以下	100分の4.77
医療職本給表（一）3級から7級まで	100分の7.77
医療職本給表（一）8級	100分の9.77
医療職本給表（二）2級以下	100分の4.77
医療職本給表（二）3級から6級まで	100分の7.77
医療職本給表（二）7級	100分の9.77

附 則（平成24年規程第120号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年12月1日から施行する。
(平成24年12月期の特例)
- 2 平成24年12月期において、第29条第2項に定める勤勉手当の総額については、同項の規定にかかわらず、学長が別に定める。

附 則 (平成24年規程第124号)
(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年12月14日から施行する。
(本給の切替えに伴う経過措置)
- 2 平成18年規程第65号附則第5項中「本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。」とあるのは「平成26年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。」と読み替えて適用する。
- 3 平成18年規程第65号附則第6項中「その差額に相当する額を本給として支給する。」とあるのは「平成26年3月31日までの間、その差額に相当する額を本給として支給する。」と読み替えて適用する。
- 4 平成18年規程第65号附則第7項中「その差額に相当する額を本給として支給する。」とあるのは「平成26年3月31日までの間、その差額に相当する額を本給として支給する。」と読み替えて適用する。

附 則 (平成25年規程第5号)
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第62号)
この規程は、平成25年9月25日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年規程第64号)
この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第68号)
この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第71号)
この規程は、平成25年12月25日から施行する。

附 則 (平成26年規程第42号)
この規程は、平成27年1月1日から施行する。

- 附 則 (平成26年規程第45号)
(施行期日)
- 1 この規程は、平成27年1月1日から施行し、この規程による改正後の大分大学職員給与規程(以下「新規程」という。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。ただし、新規程第29条の規定は、同年12月1日から適用する。
(差額の支給)
 - 2 平成27年1月1日に在職する職員で、新規程の適用により、改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、施行日以降の給与の最初の支給日にその差額を支給する。
(平成27年1月1日における昇給に関する特例)
 - 3 平成27年1月1日における新規程第9条第2項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」とする。

附 則（平成26年規程第53号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第14号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
（施行日前の異動者の号給の調整）
- 2 施行日前（平成18年4月1日から施行日の前日までの間に限る。）に職務の級を異にして異動した職員又は本給表の適用を異にする異動をした職員の施行日における新号給については、その者の施行日前に行われた異動がなく、かつ、施行日に異動したものとしてこの規程による改正後の職員給与規程（以下「新職員給与規程」という。）及び国立大学法人大分大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則の一部を改正する細則（平成18年細則第9号）による改正後の国立大学法人大分大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（以下「新初任給等細則」という。）の規定を適用した場合に得られる号給がその者の新号給より有利な職員については、新職員給与規程及び新初任給等細則の規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の新号給とすることができる。
（本給の切替えに伴う経過措置）
- 3 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの（次の各号に掲げる職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年規程第66号附則第2項に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。
 - （1） 施行日以降に初任給基準を異にする異動をした職員
 - （2） 施行日以降に下位の職務の級に降格をした職員
 - （3） 施行日前に休職及び育児休業の期間（以下「休職等期間」という。）がある職員であつて、施行日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- 4 施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員のうち、施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であつて、その者の受ける本給月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。
 - （1） 本給表の適用を異にする異動又は初任給基準を異にする異動をした場合 施行日の前日に当該異動があつたものとした場合（施行日以降にこれらの異動が2回以上あつた場合にあっては、施行日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合）に改正前の職員給与規程（以下「旧職員給与規程」という。）及び改正前の国立大学法人大分大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（平成16年細則第1号。以下「旧初任給等細則」という。）の規定により同日において受けることとなる本給月額に相当する額
 - （2） 下位の職務の級に降格をした場合 施行日の前日においてその者が受けていた本給月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する本給月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する本給月額との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額
 - （3） 施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合 施行日の前日に復職時調整をされたものとした場合に旧職員給与規程及び旧初任給等細則の規定により同日において受けることとなる本給月額に相当する額
- 5 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員のうち、次の各号に掲げる場

合に該当することとなった職員であつて、その者の受ける本給月額が当該各号の区分に応じ当該各号に掲げる額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定職員にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

- (1) 交流職員等から引き続き職員となった場合（次号に掲げる場合を除く。）その者が施行日の前日に交流職員等から引き続き職員となったものとした場合に旧職員給与規程及び旧初任給等細則の規定により同日において受けることとなる本給月額に相当する額
 - (2) 交流職員等から引き続き職員となった日以降に前項各号に掲げる場合に該当することとなった場合その者が施行日の前日に交流職員等から引き続き職員となり同日から引き続き本給表の適用を受けていたものとみなして前項各号の規定を適用した場合の本給月額に相当する額
- 6 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、任用等の事情等を考慮して前二項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前二項の規定に準じて、本給を支給する。
（本給の切替え等に係る運用）
- 7 附則第2項から前項までの規定の適用については、平成26年改正法附則第6条の規定に基づく号俸の調整について（給実甲第1180号）、人事院規則9-139（平成26年改正法附則第7条の規定による俸給）の運用について（給実甲第1181号）を準用する。
（平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例）
- 8 施行日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する新職員給与規程第17条第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で別に定める額」と読み替えて適用する。
（広域異動手当に関する特例）
- 9 施行日から平成28年3月31日までの間における新職員給与規程第14条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。
（広域異動手当に関する経過措置）
- 10 施行日前における新職員給与規程第14条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。
（55歳を超える職員の給与の減額支給関係）
- 11 平成22年規程第66号附則第2項中「当分の間」とあるのは「平成30年3月31日までの間」と読み替えて適用する。

附 則（平成27年規程第27号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第38号）

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第75号）

この規程は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第1項第2号、第4条第1項及び第22条第1項の改正規定のうち専門看護師等手当に係る部分並びに第18条の10の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行し、この規程による改正後の大分大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。ただし、新規程第29条の規定は、同年12月1日から適用する。

(差額の支給)

- 平成28年3月1日に在職する職員で、新規程の適用により、改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、施行日以降の給与の最初の支給日にその差額を支給する。

(給与の支給等の特例)

- 平成27年4月1日前に55歳に達した職員であって、平成27年規程第14号附則第3項に規定する差額に相当する額が支給されるものの施行日の前日までの間に係る給与の支給等に関しては、学長が別に定める。

附 則 (平成28年規程第13号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第15号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第26号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第77号)

(施行期日)

- この規程は、平成29年1月1日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程(以下「新規程」という。)の規定は、第34条及び第35条を除き、平成28年4月1日から適用する。ただし、新規程第29条の規定は、同年12月1日から適用する。

(差額の支給)

- 平成29年1月1日に在職する職員で、新規程の適用により、改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、施行日以降の給与の最初の支給日にその差額を支給する。

(給与の支給等の特例)

- 平成28年4月1日前に55歳に達した職員であって、平成27年規程第14号附則第3項に規定する差額に相当する額が支給されるものの施行日の前日までの間に係る給与の支給等に関しては、学長が別に定める。

附 則 (平成28年規程第81号)

(施行期日)

- この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程(以下「新規程」という。)第12条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、同条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして学長が別に定める職員(以下「一(一)8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)につい

ては1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第5項中「扶養親族（一（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一（一）9級以上職員から一（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（一（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「（2） 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは

「（2） 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」

（3） 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」

（4） 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第6項中「扶養親族（一（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一（一）9級以上職員から一（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一（一）9級以上職員以外の職員から一（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一（一）9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（一（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

（2） 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、新規程第12条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、同条第3項及び第5項から第7項の規定の適用については、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一

般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして学長が別に定める職員（以下「一（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第5項中「扶養親族（一（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一（一）9級以上職員から一（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第6項中「扶養親族（一（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一（一）9級以上職員から一（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一（一）9級以上職員以外の職員から一（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一（一）9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- (3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、新規程第12条第1項ただし書並びに第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、同条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「一（一）8級職員等」とあるのは「一（一）8级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第5項中「扶養親族（一（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一（一）9級以上職員から一（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第6項中「扶養親族（一（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一（一）9級以上職員から一（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一（一）9級以上職員以外の職員から一（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一（一）9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一（一）8級職員等が一（一）8級職員等及び一（一）9級以上職員」とあるのは「一（一）8級以上職員等が一（一）8級以上職員等」と、同項第6号中「一（一）8級職員等及び一（一）9級以上職員」とあるのは「一（一）8級

以上職員等」と、「が一（一）８級職員等」とあるのは「が一（一）８級以上職員等」とする。

附 則（平成２８年規程第９５号）
この規程は、平成２９年１月１日から施行する。

附 則（平成２９年規程第３０号）
この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年規程第３４号）
この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年規程第３６号）
この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年規程第５５号）
この規程は、平成２９年１０月１日から施行する。

附 則（平成２９年規程第７０号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成３０年１月１日から施行し、この規程による改正後の大分大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成２９年４月１日から適用する。ただし、新規程第２９条の規定は、同年１２月１日から適用する。
（差額の支給）
- 2 平成３０年１月１日に在職する職員で、新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。
（給与の支給等の特例）
- 3 平成２９年４月１日前に５５歳に達した職員であって、平成２７年規程第１４号附則第３項に規定する差額に相当する額が支給されるものの施行日の前日までの間に係る給与の支給等に関しては、学長が別に定める。

附 則（平成３０年規程第７号）
この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年規程第９号）
この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年規程第１８号）
この規程は、平成３０年２月２６日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程の規定は、同年１月１日から適用する。

附 則（平成３０年規程第６５号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成３１年１月１日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成３０年４月１日から適用する。ただし、新規程第２９条の規定は、同年１２月１日から適用する。
（差額の支給）
- 2 平成３１年１月１日に在職する職員で、新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（平成30年規程第69号）
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第9号）
この規程は、平成31年3月22日から施行する。

附 則（平成31年規程第12号）
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第1号）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年1月7日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、新規程第29条の規定は、令和元年12月1日から適用する。
（差額の支給）
- 2 令和2年1月1日に在職する職員で、新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（令和2年規程第19号）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第24号）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
（住居手当に関する経過措置）
- 2 施行日の前日において、改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程第15条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（学長が別に定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程（以下「新規程」という。）第15条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で学長が別に定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
 - （1） 新規程第15条第1項の各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - （2） 旧手当額から新規程第15条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
- 3 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員であって、交流職員等から引き続き職員となった者及び任用等の事情等を考慮して第2項の規定による住居手当が支給される職員との権衡上必要があると認められるものに対し、同項の規定に準じて住居手当を支給する。
- 4 前二項に定めるもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則（令和2年規程第75号）
この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第28号）
この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第5号）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和４年規程第３５号）
この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年規程第４１号）
この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年規程第４３号）
この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年規程第５３号）
この規程は、令和４年６月１日から施行する。

附 則（令和４年規程第５７号）
この規程は、令和４年６月１日から施行する。

附 則（令和４年規程第６１号）
この規程は、令和４年６月１日から施行する。

附 則（令和４年規程第７１号）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和４年７月１日から施行する。
（教職調整額の廃止に伴う経過措置）
- 2 教育職本給表（二）又は教育職本給表（三）の適用を受ける者のうちその属する職務の級がその本給表の１級、２級又は特２級であるものについては、施行日から令和５年３月３１日までの間、毎月、その者の本給月額の１００分の４に相当する額（以下「教職調整額相当額」という。）を支給日に支給する。ただし、支給日が就業規則第３８条第４項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日（その日が１４日となるときは、１８日）に支給する。
- 3 教職調整額相当額は、第１４条、第２２条、第２８条、第２９条及び第３３条に規定する本給に含めるものとする。
- 4 教職調整額相当額については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）第８条に規定する平均賃金及び国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）に関して本給とみなされ算出の基礎となる。
- 5 給与規程第３６条の規定により本給月額の半額が減ぜられた場合における教職調整額相当額は、当該半減後の本給月額を基礎として算出した額とする。
- 6 教職調整額相当額は、超過勤務手当及び休日勤務手当の一部とし、当該月における超過勤務手当及び休日勤務手当の合計額が、その月の教職調整額相当額を上回る場合は、その差額を超過勤務手当又は休日勤務手当として支給する。

附 則（令和４年規程第８０号）
この規程は、令和４年９月２６日から施行する。

附 則（令和４年規程第８２号）
この規程は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則（令和４年規程第８９号）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和４年１０月１８日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和４年１０月１日から適用する。
（差額の支給）
- 2 令和４年１０月１日に在職する職員で、新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学

職員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、翌月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（令和5年規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年1月5日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
（差額の支給）
- 2 令和5年1月1日に在職する職員で、新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（令和5年規程第21号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
（本給月額に係る経過措置）
- 2 当分の間、職員の本給月額は、当該職員が60歳（労務職員については63歳）に達した日後における最初の4月1日（この附則において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される本給表の本給月額のうち、当該職員が属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - （1） 大学教員（教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。）及びリサーチ・アドミニストレーター
 - （2） 前号に該当する職を除く労働契約の期間を定めて採用される者
 - （3） 就業規則第12条の4第1項又は第2項の規定により就業規則第12条の2第1項に規定する異動期間（就業規則第12条の4第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長している就業規則第12条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
 - （4） 就業規則第22条の規定により定年を延長している職員（就業規則第21条第2項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 4 就業規則第12条の2第1項の規定により降任された職員であって、当該他の職に降任された日（以下この附則において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員のうち、特定日にこの附則の第2項の規定により当該職員が受ける本給月額（以下この項において「特定日本給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎本給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、この附則の第2項の規定により当該職員の受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。
- 5 前項の規定による本給の額と当該本給を支給される職員が受ける本給月額との合計額が、当該職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎本給月額と特定日本給月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額と当該職員の受ける本給月額」とする。
- 6 異動日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（この附則の第2項の規定の適用を受ける職員に限り、この附則の第4項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける本給月額のほか、前二項の規定に準じて算出した額を本給として支給する。
- 7 この附則の第4項又は前項の規定による給与を支給される職員以外のこの附則の第2項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該本給を支給される職員との権衡上

必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける本給月額のほか、前三項の規定に準じて算出した額を本給として支給する。

(看護系技術職員特例手当に係る経過措置)

- 8 当分の間、看護系技術職員特例手当の月額を、特定日以後、手当額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。)とする。ただし、この附則の第3項第2号から第4号に該当する者には適用しない。

附 則 (令和5年規程第29号)

この規程は、令和5年3月28日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程の規定は、令和4年12月1日から適用する。

附 則 (令和5年規程第31号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年規程第33号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年規程第42号)

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則 (令和5年規程第57号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年11月1日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程(以下「新規程」という。)の規定は、同年7月1日から適用する。

(差額の支給)

- 2 令和5年11月1日に在職する職員で、新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額が生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則 (令和5年規程第63号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年1月1日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程(以下「新規程」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、新規程第29条の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(差額の支給)

- 2 令和6年1月1日に在職する職員で、新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額が生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

(勤勉手当の総額に関する特例)

- 3 令和5年12月期の勤勉手当の総額においては、新規程第29条第2項中「100分の100(特定幹部職員にあっては、100分の120)」を「100分の102.5(特定幹部職員にあっては、100分の122.5)」に、読み替えて適用する。

附 則 (令和6年規程第20号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年3月26日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程(以下「新規程」という。)の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(差額の支給)

- 2 令和6年3月26日に在職する職員で、新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額が生じるものに対しては、翌月の給与の支給日にその差額を支給する。

(令和5年12月期の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給割合及び支給率の特例)

3 令和5年12月期においては、新規程第28条第2項第1号表中

「(1) 支給割合

一般の職員	特定幹部職員
100分の122.5	100分の102.5

」を

「(1) 支給割合

一般の職員	特定幹部職員
100分の125	100分の105

」に、

新規程第29条第2項中「100分の102.5（特定幹部職員にあつては、100分の122.5）」を「100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）」に、
新規程第30条第2項中「100分の140」を「100分の142.5」に読み替えて適用する。

附 則（令和6年規程第49号）

（施行期日）

1 この規程は、令和6年11月26日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、同年6月1日から適用する。

（差額の支給）

2 令和6年11月26日に在職する職員で、新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額が生じるものに対しては、翌月の給与の支給日にその差額を支給する。

別表第1 一般職本給表（第5条関係）

イ 一般職本給表（一）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			

49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				
97		296,800	344,700				
98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				
100		297,900	345,800				
101		298,100	346,100				
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				

105	299,300	347,800						
106	299,600	348,200						
107	300,000	348,600						
108	300,300	349,000						
109	300,500	349,500						
110	300,900	349,900						
111	301,300	350,200						
112	301,600	350,500						
113	301,800	351,000						
114	302,000							
115	302,300							
116	302,700							
117	302,900							
118	303,100							
119	303,400							
120	303,700							
121	304,100							
122	304,300							
123	304,600							
124	304,900							
125	305,200							

備考 2級の1号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で別に定めるものの本給月額、この表の額にかかわらず、189,700円とする。

ロ 一般職本給表 (二)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100

42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	

89	227,000	260,900	294,500	318,600
90	227,400	261,100	295,000	318,900
91	227,700	261,400	295,500	319,200
92	228,000	261,600	295,800	319,500
93	228,200	261,900	296,200	319,700
94	228,500	262,200	296,700	320,000
95	228,800	262,500	297,200	320,300
96	229,100	262,700	297,700	320,500
97	229,300	262,900	298,000	320,700
98	229,600	263,200	298,400	321,000
99	229,800	263,400	298,900	321,300
100	230,100	263,700	299,400	321,500
101	230,400	264,000	299,800	321,700
102	230,600	264,200	300,200	
103	230,900	264,500	300,500	
104	231,200	264,800	300,800	
105	231,500	265,000	301,100	
106	232,000	265,200	301,500	
107	232,300	265,500	301,900	
108	232,600	265,700	302,300	
109	232,800	266,000	302,600	
110	233,200	266,300	303,000	
111	233,600	266,600	303,400	
112	233,900	266,800	303,700	
113	234,100	267,000	303,900	
114	234,600	267,300	304,200	
115	235,100	267,500	304,500	
116	235,600	267,700	304,700	
117	235,900	268,000	304,900	
118	236,300	268,300	305,200	
119	236,700	268,600	305,500	
120	237,000	268,900	305,700	
121	237,400	269,100	305,900	
122		269,300	306,200	
123		269,600	306,500	
124		269,900	306,700	
125		270,100	306,900	
126		270,300	307,200	
127		270,600	307,500	
128		270,900	307,700	
129		271,100	307,900	
130		271,300	308,200	
131		271,600	308,500	
132		271,900	308,700	
133		272,100	308,900	
134		272,300		

135		272,600		
136		272,900		
137		273,100		

別表第2 教育職本給表（第5条関係）

イ 教育職本給表（一）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	190,900	233,100	290,700	335,600	410,200
2	193,000	235,400	293,300	338,500	412,500
3	195,100	237,600	295,700	341,500	414,600
4	197,100	239,600	298,000	344,500	416,700
5	199,000	241,700	300,300	347,400	418,600
6	201,400	243,400	302,600	349,800	421,000
7	203,900	245,100	304,700	352,300	423,200
8	206,300	246,900	306,900	354,700	425,500
9	208,700	249,000	309,200	357,200	427,200
10	211,100	251,300	311,600	359,800	429,700
11	213,500	253,600	314,000	362,400	431,900
12	215,800	255,600	316,400	365,200	434,100
13	217,900	257,700	318,700	367,800	435,500
14	219,800	260,100	320,700	369,500	437,700
15	221,500	262,400	322,700	371,700	439,900
16	223,300	264,700	324,400	373,900	442,200
17	225,300	266,600	326,400	375,600	444,300
18	226,700	269,400	328,200	377,600	446,600
19	228,000	272,200	330,000	379,600	448,800
20	229,400	274,900	331,700	381,400	451,100
21	230,900	277,600	333,100	383,200	453,100
22	232,700	280,200	335,500	384,700	455,400
23	234,500	282,700	337,600	385,900	457,800
24	236,100	285,100	339,800	387,100	460,100
25	237,900	287,500	341,600	388,200	462,100
26	240,000	290,000	343,500	389,900	464,200
27	242,000	292,400	345,600	391,600	466,300
28	244,000	294,900	347,700	393,300	468,400
29	245,800	297,300	349,600	395,000	470,400
30	247,700	299,600	351,500	396,600	472,700
31	249,700	301,800	353,300	398,000	474,900
32	251,700	304,000	355,000	399,300	476,800
33	253,600	306,200	356,900	400,900	478,700
34	255,000	308,400	358,500	402,500	480,800
35	256,300	310,900	360,000	404,000	483,000
36	257,600	313,100	361,400	405,700	485,000
37	258,900	315,400	362,800	406,800	487,100
38	260,200	316,700	364,800	408,300	489,100
39	261,500	318,300	366,700	409,800	491,000
40	262,900	319,700	368,400	411,000	492,900
41	264,600	321,100	370,100	411,900	494,900
42	266,200	321,500	371,900	413,500	496,800
43	267,600	321,900	373,500	415,000	498,500
44	269,000	322,300	374,900	416,600	500,400

45	270, 200	322, 900	376, 600	417, 900	502, 300
46	271, 700	323, 400	378, 300	419, 400	504, 100
47	273, 300	324, 200	379, 800	420, 800	505, 900
48	274, 600	325, 000	381, 300	422, 300	507, 700
49	275, 700	325, 600	382, 800	423, 600	509, 400
50	276, 200	326, 300	384, 400	424, 800	511, 100
51	276, 600	327, 000	385, 900	426, 100	512, 900
52	277, 200	327, 700	387, 500	427, 300	514, 800
53	277, 600	328, 700	388, 600	428, 000	516, 300
54	278, 000	329, 400	390, 100	428, 900	517, 900
55	278, 300	329, 800	391, 500	429, 800	519, 600
56	278, 700	330, 400	393, 100	430, 700	521, 200
57	279, 100	330, 800	394, 400	431, 500	522, 800
58	279, 900	331, 500	395, 800	432, 400	524, 100
59	280, 700	332, 200	397, 100	433, 300	525, 400
60	281, 500	332, 800	398, 400	434, 100	526, 600
61	282, 200	333, 500	399, 600	434, 800	527, 800
62	283, 100	334, 400	401, 000	435, 700	528, 800
63	283, 900	335, 300	402, 400	436, 700	529, 800
64	284, 700	336, 100	403, 800	437, 600	530, 800
65	285, 400	336, 800	404, 800	438, 500	531, 400
66	286, 000	337, 800	405, 900	439, 400	532, 300
67	286, 800	338, 500	406, 900	440, 400	533, 200
68	287, 500	339, 500	408, 000	441, 300	534, 100
69	287, 900	340, 100	408, 900	442, 300	535, 000
70	288, 600	341, 000	409, 700	443, 300	535, 800
71	289, 300	341, 900	410, 500	444, 200	536, 500
72	290, 000	342, 800	411, 200	445, 200	537, 000
73	290, 700	343, 100	411, 900	446, 200	537, 700
74	291, 600	344, 100	412, 800	447, 100	538, 200
75	292, 500	345, 100	413, 600	448, 000	539, 000
76	293, 300	346, 100	414, 300	449, 000	539, 600
77	293, 800	347, 100	414, 900	449, 800	540, 100
78	294, 700	348, 000	415, 400	450, 300	540, 700
79	295, 600	348, 900	415, 800	451, 000	541, 300
80	296, 400	349, 800	416, 200	451, 600	541, 900
81	297, 200	350, 700	416, 500	452, 400	542, 500
82	298, 100	351, 600	416, 900	453, 100	
83	298, 900	352, 500	417, 200	453, 400	
84	299, 700	353, 400	417, 600	454, 000	
85	300, 200	354, 000	417, 900	454, 400	
86	301, 000	354, 600	418, 300	454, 800	
87	301, 800	355, 200	418, 700	455, 200	
88	302, 600	355, 800	419, 100	455, 500	
89	303, 200	356, 300	419, 400	455, 800	
90	303, 800	356, 700	419, 800	456, 200	
91	304, 400	357, 100	420, 200	456, 600	
92	305, 000	357, 500	420, 500	456, 900	
93	305, 600	357, 900	420, 800	457, 200	
94	306, 200	358, 300	421, 200	457, 600	
95	306, 800	358, 800	421, 500	457, 900	

96	307, 400	359, 200	421, 800	458, 200
97	307, 900	359, 800	422, 100	458, 500
98	308, 500	360, 300	422, 500	458, 900
99	309, 100	360, 700	422, 800	459, 200
100	309, 700	361, 200	423, 100	459, 500
101	310, 000	361, 600	423, 400	459, 800
102	310, 300	362, 100	423, 800	
103	310, 600	362, 400	424, 100	
104	310, 900	362, 800	424, 400	
105	311, 200	363, 300	424, 700	
106	311, 500	363, 700	425, 000	
107	311, 800	364, 200	425, 300	
108	312, 000	364, 700	425, 600	
109	312, 400	365, 100	425, 900	
110	312, 700	365, 600	426, 200	
111	313, 100	366, 100	426, 500	
112	313, 500	366, 500	426, 800	
113	313, 800	366, 900	427, 100	
114	314, 200	367, 300	427, 400	
115	314, 500	367, 800	427, 700	
116	314, 800	368, 200	428, 000	
117	315, 000	368, 600	428, 200	
118	315, 300	369, 000		
119	315, 700	369, 500		
120	316, 100	369, 900		
121	316, 300	370, 200		
122	316, 600	370, 600		
123	317, 000	371, 100		
124	317, 400	371, 400		
125	317, 600	371, 800		
126	317, 800	372, 300		
127	318, 100	372, 800		
128	318, 500	373, 200		
129	318, 700	373, 600		
130	319, 000	374, 100		
131	319, 400	374, 600		
132	319, 600	375, 100		
133	319, 800	375, 600		
134	320, 100	376, 100		
135	320, 500	376, 600		
136	320, 700	377, 100		
137	320, 900	377, 600		
138	321, 100	378, 100		
139	321, 300	378, 600		
140	321, 600	379, 100		
141	322, 000	379, 600		
142	322, 300			
143	322, 600			
144	322, 900			
145	323, 300			

146	323,600			
147	323,800			
148	324,100			
149	324,500			
150	324,800			
151	325,100			
152	325,300			
153	325,600			
154	325,900			
155	326,200			
156	326,500			
157	326,700			

ロ 教育職本給表（二）

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
38	240,600	292,000	349,600	402,200	
39	242,100	293,800	351,500	403,600	
40	243,600	295,500	353,400	405,000	
41	245,000	296,800	355,300	406,600	
42	246,300	298,800	357,200	408,000	
43	247,500	300,700	359,100	409,300	
44	248,600	302,700	361,000	410,700	
45	249,700	304,700	362,800	412,100	

46	250,900	306,800	364,700	413,400
47	252,100	309,000	366,600	414,900
48	253,100	311,200	368,500	416,400
49	254,200	313,300	370,100	418,000
50	255,500	315,600	371,900	419,400
51	256,700	317,800	373,800	421,000
52	258,000	319,900	375,800	422,500
53	259,100	322,000	377,600	424,200
54	260,300	323,500	379,400	425,700
55	261,600	325,000	381,100	427,300
56	262,600	326,500	382,700	428,900
57	263,700	328,200	384,200	430,400
58	264,400	330,200	385,800	431,900
59	265,400	332,200	387,400	433,100
60	266,400	334,100	389,000	434,300
61	267,300	335,900	390,200	435,500
62	268,100	337,900	391,600	436,800
63	268,900	339,900	393,000	438,100
64	269,700	341,800	394,300	439,300
65	270,800	343,500	395,500	440,500
66	272,100	345,500	396,700	441,700
67	273,400	347,500	398,000	442,900
68	274,700	349,500	399,300	444,100
69	275,900	351,300	400,600	445,300
70	277,100	353,200	401,900	446,500
71	278,300	355,100	403,300	447,700
72	279,500	357,000	404,500	448,900
73	280,500	358,600	405,700	450,000
74	281,500	360,500	407,100	450,600
75	282,500	362,300	408,500	451,100
76	283,400	364,200	409,800	451,600
77	284,300	366,000	411,000	452,100
78	285,200	367,700	412,200	
79	286,100	369,300	413,500	
80	287,000	370,900	414,900	
81	287,800	372,300	416,200	
82	288,900	373,800	417,400	
83	289,900	375,200	418,400	
84	290,900	376,500	419,600	
85	291,900	377,600	420,800	
86	292,900	379,000	422,000	
87	293,900	380,400	423,200	
88	294,900	381,700	424,200	
89	296,000	382,900	425,300	
90	297,100	384,200	426,300	
91	298,200	385,300	427,300	
92	299,200	386,500	428,300	
93	299,700	387,700	429,200	
94	300,700	388,800	430,000	
95	301,800	390,000	430,800	
96	303,000	391,200	431,600	

97	304,000	392,600	432,400
98	305,100	393,600	432,800
99	306,100	394,600	433,200
100	307,100	395,600	433,600
101	307,900	396,500	434,000
102	309,000	397,500	434,300
103	310,000	398,600	434,600
104	311,000	399,700	434,800
105	311,600	400,400	435,100
106	312,500	401,300	435,400
107	313,300	402,200	435,700
108	314,100	403,100	435,900
109	314,800	403,900	436,100
110	315,200	404,800	436,400
111	315,600	405,600	436,700
112	316,100	406,400	436,900
113	316,600	407,000	437,100
114	317,000	407,700	437,400
115	317,500	408,400	437,700
116	317,900	409,100	437,900
117	318,400	409,700	438,100
118	318,900	410,200	
119	319,300	410,600	
120	319,800	411,000	
121	320,300	411,300	
122	320,700	411,600	
123	321,200	411,900	
124	321,700	412,100	
125	322,300	412,300	
126	322,600	412,600	
127	322,900	412,900	
128	323,200	413,100	
129	323,400	413,300	
130	323,700	413,600	
131	324,000	413,900	
132	324,300	414,100	
133	324,500	414,300	
134	324,700	414,600	
135	324,900	414,900	
136	325,200	415,100	
137	325,500	415,300	
138	325,700	415,600	
139	326,000	415,900	
140	326,300	416,100	
141	326,500	416,300	
142	326,700	416,600	
143	327,000	416,900	
144	327,200	417,100	
145	327,500	417,300	
146	327,700		

147	328,000			
148	328,300			
149	328,500			
150	328,700			
151	329,000			
152	329,300			
153	329,500			

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で別に定めるものの本給月額
は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職本給表（三）

職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
38	239,900	266,500	349,300	372,500	
39	241,300	268,900	351,000	373,800	
40	242,700	271,000	352,600	375,200	
41	244,000	273,300	354,100	376,300	
42	245,300	275,600	355,800	377,700	
43	246,500	277,800	357,400	379,100	
44	247,800	279,900	359,000	380,600	
45	249,100	282,000	360,700	382,000	

46	250,400	284,200	362,400	383,600
47	251,600	286,300	363,700	385,100
48	252,700	288,200	365,100	386,600
49	253,800	290,300	366,300	387,900
50	255,100	292,000	367,800	389,400
51	256,400	293,800	369,400	390,800
52	257,400	295,500	370,900	392,100
53	258,500	296,800	372,300	393,300
54	259,900	298,800	373,800	394,600
55	260,900	300,700	375,300	395,700
56	261,900	302,700	376,700	396,800
57	262,900	304,700	378,100	398,000
58	263,900	306,800	379,500	399,200
59	264,900	309,000	380,800	400,400
60	265,900	311,200	382,100	401,600
61	266,800	313,300	383,000	402,700
62	267,500	315,600	384,200	403,700
63	268,200	317,800	385,300	405,000
64	268,800	319,900	386,400	406,200
65	269,500	322,000	387,200	407,400
66	270,700	323,500	388,300	408,500
67	271,800	325,000	389,300	409,600
68	272,900	326,500	390,300	410,700
69	274,200	328,200	391,400	411,700
70	275,600	330,200	392,400	412,900
71	276,800	332,200	393,500	414,100
72	278,000	334,100	394,600	415,300
73	278,800	335,900	395,600	415,900
74	279,700	337,900	396,700	416,700
75	280,700	339,800	397,800	417,400
76	281,700	341,700	398,800	417,900
77	282,600	343,400	399,700	418,200
78	283,600	345,200	400,600	418,600
79	284,700	346,900	401,600	419,000
80	285,500	348,600	402,600	419,400
81	286,300	350,400	403,400	419,700
82	287,100	352,100	404,200	420,100
83	287,900	353,500	404,900	420,500
84	288,700	355,100	405,700	420,800
85	289,600	356,300	406,400	421,100
86	290,400	357,900	407,200	421,500
87	291,100	359,400	407,900	421,900
88	291,900	360,900	408,600	422,200
89	292,800	362,200	409,200	422,500
90	293,700	363,500	409,900	422,800
91	294,600	364,800	410,400	423,100
92	295,300	366,200	411,100	423,300
93	295,600	367,600	411,500	423,500
94	296,300	368,900	411,900	
95	297,000	370,100	412,200	
96	297,700	371,200	412,500	

97	298,400	372,200	412,700
98	299,200	373,200	413,000
99	300,000	374,200	413,300
100	300,700	375,100	413,500
101	301,400	375,900	413,700
102	301,800	376,900	414,000
103	302,200	377,800	414,300
104	302,600	378,700	414,500
105	302,800	379,500	414,700
106	303,100	380,400	415,000
107	303,400	381,300	415,300
108	303,600	382,200	415,500
109	303,800	383,000	415,700
110	304,000	384,000	416,000
111	304,300	384,900	416,300
112	304,600	385,800	416,500
113	304,800	386,400	416,700
114	305,000	387,300	417,000
115	305,200	388,200	417,300
116	305,500	389,100	417,500
117	305,800	389,900	417,700
118	306,000	390,600	
119	306,300	391,400	
120	306,600	392,200	
121	306,800	392,800	
122	307,000	393,600	
123	307,200	394,300	
124	307,500	395,000	
125	307,800	395,600	
126		396,300	
127		396,800	
128		397,400	
129		398,100	
130		398,700	
131		399,200	
132		399,700	
133		400,000	
134		400,300	
135		400,600	
136		400,900	
137		401,200	
138		401,500	
139		401,800	
140		402,100	
141		402,400	
142		402,700	
143		403,000	
144		403,300	
145		403,500	
146		403,800	

147		404,100		
148		404,300		
149		404,500		
150		404,800		
151		405,100		
152		405,300		
153		405,500		
154		405,800		
155		406,100		
156		406,300		
157		406,500		

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で別に定めるものの本給月額
は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 医療職本給表（第5条関係）

イ 医療職本給表（一）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	

41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600		
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200		
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600		
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100		
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600		
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100		
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700		
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200		
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800		
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400		
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900		
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400		
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900		
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400		
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700		
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200		
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600		
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000		
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400		
86		290,700	326,500	347,300			
87		290,900	326,700	347,600			

88	291,100	327,000	347,900				
89	291,500	327,400	348,300				
90	291,700	327,800	348,600				
91	291,900	328,200	349,000				
92	292,100	328,600	349,300				
93	292,500	328,900	349,700				
94	292,700	329,100	350,000				
95	292,900	329,500	350,300				
96	293,200	329,800	350,600				
97	293,500	330,000	350,900				
98	293,700	330,300	351,300				
99	293,900	330,600	351,700				
100	294,200	330,900	352,100				
101	294,500	331,100	352,600				
102	294,700	331,400	353,000				
103	294,900	331,800	353,400				
104	295,200	332,000	353,800				
105	295,500	332,200	354,300				
106		332,400					
107		332,800					
108		333,000					
109		333,200					
110		333,600					
111		334,000					
112		334,400					
113		334,600					

ロ 医療職本給表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900

42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		

89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		
120	296,700	327,700	361,400		
121	297,000	327,900	361,800		
122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		
125	298,300	329,000	363,600		
126	298,500	329,300			
127	298,800	329,700			
128	299,200	329,900			
129	299,400	330,100			
130	299,700	330,300			
131	300,100	330,700			
132	300,500	330,900			
133	300,700	331,200			
134	301,000	331,600			

135	301,400	332,000				
136	301,700	332,400				
137	301,900	332,700				
138	302,200	333,100				
139	302,600	333,500				
140	302,900	333,900				
141	303,100	334,200				
142	303,500	334,600				
143	303,900	334,900				
144	304,200	335,300				
145	304,400	335,600				
146	304,600	336,000				
147	304,900	336,400				
148	305,300	336,800				
149	305,500	337,100				
150	305,700	337,500				
151	306,000	337,900				
152	306,300	338,300				
153	306,700	338,600				
154	306,900					
155	307,100					
156	307,400					
157	307,700					
158	308,000					
159	308,300					
160	308,600					
161	309,000					
162	309,300					
163	309,600					
164	309,900					
165	310,300					
166	310,600					
167	310,900					
168	311,200					
169	311,600					

別表第4 指定職本給表（第5条関係）

号 給	本 給 月 額
	円
1	517,000
2	575,000
3	635,000
4	706,000
5	761,000
6	818,000
7	895,000
8	965,000
9	1,035,000